(判決主文)

被告人を懲役2年4か月に処する。 未決勾留日数中60日をその刑に算入する。

(罪となるべき事実)

被告人は

第1 A、Bと共謀の上、平成13年10月4日午前1時30分ころ、秋田市 a字b番地c所在の株式会社C店駐車場において、D(当時29歳)に対し、同女を普通乗用自動車の後部座席に押し込み、被告人及び前記Aがこれに同乗した上、前記Bが同車を運転し、そのころから同日午前2時15分ころまでの間、同所から秋田県南秋田郡d町e字f番地g先のE工事現場に至るまで同車を疾走させ、同女の脱出を困難にさせて不法に監禁した第2 同日午前1時30分ころから同日午前3時15分ころまでの間、前記駐車場、疾走中の前記自動車内及び前記工事現場において、前記Dに対し、その頭部及び顔面等を所携の角材で多数回殴打し、さらに、その顔面を足蹴にする等の暴行を加え、よって、同女に加療約6週間を要する全身打撲及び鼻骨骨折等の傷害を負わせたものである。

(法令の適用)

被告人の第1の所為同 第2の所為

刑種の選択(第2につき)

併合罪加重

刑法220条,60条

同法204条

懲役刑 同法45条前段 47条本文 109

同法45条前段、47条本文、10条 重い第2の罪の刑に法定の加重(但し短期は監禁罪のそれによる)

同法21条

刑事訴訟法181条1項但書

未決勾留日数の本刑算入訴訟費用の不負担

(量刑の理由)

最近愛情関係にある男女の間で男性の女性に対する暴力の例が増加し、深刻な 社会問題となっていることから、一般予防の見地からもこの種暴力には厳しい 態度で臨む必要がある。

これらの諸点に照らせば、被告人が反省をしていること、被害者に対し20万円を支払っていること、懲役前科のないこと等の諸般の情状を考慮しても、なお相当の実刑は免れず、被告人を懲役2年4か月に処することとする。

(裁判官 穴 澤 成 巳)